

ドイツの少子高齢化と家族政策

本澤巳代子

1 はじめに

私の研究は、家族法から出発しているが、家族の問題は家族だけでは解決できないこと、家族を支援する社会保障制度や制度を運用する行政の役割が重要であると感じていた。したがって、法律条文の解釈や判例の分析だけでは十分ではなく、現場の実態を知ることが重要であると思うようになり、多様な分野の研究者との連携へと研究を発展させてきた。その結果、私の研究は、離婚女性の生活保障に始まり、女性の就労継続と年金、女性の仕事と家事・育児、介護の社会化と介護保険、介護と家族、女性の仕事と介護など、多様な社会的課題へと展開してきた。これらの課題解決のためには家族に関わる多様な分野の諸政策をネットワーク化し総合的に機能するようにならなければならない。すなわち、そのような家族のための総合政策としての家族政策 (Familienpolitik) が必要であるとの結論に達したのである。

こうした家族法と社会保障法の交錯する分野に関する研究を展開するにあたって、ドイツ法との比較研究を中心に、法律条文や判例だけでなく、その背後にある社会システムや多様な家族のあり方を視野に、ドイツ社会における法制度の運用実態を知るべく、多様な分野の研究者や関係機関に聞き取り調査を行うこと、得られた情報を論文や書籍を通じてできるだけ客観的に発信することを心掛けてきた⁽¹⁾。こうした研究方法のベースには、ドイツへの長期留学と毎年繰り返してきたドイツでの聞き取り調査がある。それゆえ、本稿では、私の研究のベースとなったドイツ長期留学に始まり、ドイツ家族政策との出会い、家族政策に関する日独国際会議の開催にいたる研究の歩みについて回顧し、最後に近年の研究テーマであるドイツ家族政策と高齢者介護を概観することとしたい。

2 ドイツ社会・家族との出会い

家族法を専門として研究者生活をスタートさせた私は、修士論文「破綻主義の採用と離婚配偶者の生活保障」に始まり⁽²⁾、離婚した女性の貧困問題や離婚後に

(1) こうしたドイツの法制度に関する長年の研究活動が評価され、Eugen und Ilse Seibold Preis 2015 を受賞したことは、身に余る光栄である。

(2) 離婚給付を研究テーマとした経緯などについて、詳しくは、本澤巳代子「家族法と社会保障法の交錯—社会の中の生きた法—」古橋エツ子/床谷文雄/新田秀樹編『家族法と社会保障法の交錯—本澤巳代子還暦祝賀記念—』(信山社, 2014年), 499頁以下を参照して頂きたい。

おける就労支援の必要性など、家族法の枠を超えた研究課題に取り組んできた。その一環として、ドイツにおける離婚時の年金分割制度の研究⁽³⁾を進めると同時に、職場における男女平等や家事・育児の社会的評価などにも関心を抱いていた⁽⁴⁾。そのような中で、離婚時の年金分割制度の基礎となる年金保険制度、貧困対策としての社会扶助制度など、ドイツの社会保障法について本格的に研究する必要があると痛切に感じ始めていた。民法を基礎に社会保障法を研究する先達であった西原道夫教授(当時神戸大学)は、ドイツへの長期留学を私に強く勧められた⁽⁵⁾。当時は「旧帝大出身者しか学者になれない」「法学は女に向かない」と言われていた頃であり、「女は結婚して非常勤講師でもしていれば良い」との風潮の中で、ドイツへの長期留学の勧めは、私にとって起死回生を狙う賭けでもあった。

もともと、ドイツへの長期留学といっても、親の経済的支援を期待できない私としては、何らかの奨学金を獲得する必要がある。指導教授と相談し、1983年度のDAADの留学試験の申込みとフンボルト財団への申請書類の送付を行った。ドイツ語能力の不足ゆえにDAADのドイツ語試験には落ちてしまったが、むしろ私の長期留学への思いは日に日に強まり、短期でも良いからドイツに行き、法律の背景にあるドイツ社会を体感したいと思うようになった。そうした強い思いが通じたのか、1984年3月末にフンボルト財団から奨学金付与の決定通知を受け取ることができた。しかし、オーバードクターであった私がフンボルト奨学金を獲得したことは、法学分野の研究者にとっては異例中の異例であった⁽⁶⁾がゆえに、親しい先生方や院生仲間に報告しただけで、1984年6月末、ひっそりとドイツに旅立ったのである。

4か月間のドイツ語研修を経て、1984年11月から1986年9月までの期間、経

(3) 大学院博士課程において、ドイツの年金分割制度に関する判例を紹介・分析する論稿を公表した(本沢巳代子「西ドイツにおける離婚配偶者の老後の生活保障に関する一考察」関西大学大学院『法学ジャーナル』28号[1980年], 33-131頁)。

(4) 大学院博士課程において、ドイツの職場における男女平等法を紹介する論稿を公表した(本沢巳代子「西ドイツにおける職場での男女平等待遇法に関する一考察」『法学ジャーナル』31号[1981年], 35-73頁)。

(5) 西原道夫教授(当時神戸大学)は、ドイツ留学の際、受入先のヴォルフガング・ギッター教授(パイロイト大学)に私を推薦するとともに、フンボルト財団の奨学金に応募する際に必要な推薦状も書いてくださった。

(6) フンボルト財団の事務局におられた故トーマス・ベルベリッヒ博士に、フンボルト奨学生に選んで貰えた理由を直接確認したことがある。私の問いに対し、同氏は「日本での女性研究者の立場は理解しているので、大学の常勤職を得られていないことは問題になりませんでした。貴女の研究業績も研究計画も非常に素晴らしいものですから、奨学金獲得は当然の帰結です」との回答を得た。その回答を聞いて、フンボルト財団の期待を裏切れないと、改めて気合を入れなおしたものである。

済的不安を抱くこともなく、バイロイト大学のギッター教授（民法、労働法、税法、社会保障法）の社会保障研究所にて、社会保障法を本格的に研究することができた。設立10年目のバイロイト大学にとって、日本からのフンボルト奨学金給費研究者第1号であった私の一番の幸運は、同大学の国際交流部門の責任者であったペールマン博士の自宅にホームステイできたことである。小学校の教師をしているペールマン夫人が、2人の子どもの育児のために、育児休暇を取得している最中であったからである⁽⁷⁾。最初の3か月間、毎晩子どもが寝てからの2・3時間（本来は夫婦の時間）を私のドイツ語会話の練習のためにプレゼントしてくれ、ドイツ社会における家庭生活や学校教育などについて分かりやすく話をしてくれたのである。

また、ペールマン夫人の尽力によって、幼稚園や小学校のほぼ全ての行事に参加することができ、子ども時代から自然な形で社会連帯や奉仕の精神が教育されていることを体感することができた。こうした体験こそが、その後におけるドイツの家族法・社会保障法の研究の礎になったと言っても過言ではない⁽⁸⁾。家族法や社会保障法の背景にあるドイツの夫婦関係や親子関係、ドイツ社会におけるキリスト教や教会が果たしている役割などは、長期にわたってドイツ人家庭で生活を共にしなければ分からなかったと思うからである。

3 ドイツ家族政策との出会い

1987年4月、大阪府立大学経済学部の常勤講師（民法）として大学教員生活をスタートすることができた。それに先立つ2月頃、日本ドイツ学会の理事であった石部雅亮教授（当時大阪市立大学）と村上淳一教授（当時東京大学）から、日本ドイツ学会への入会を勧められるとともに、同年6月に開催される日本ドイツ学会第3回総会の学術シンポジウムでの報告「西ドイツにおける最近の家族政策の動向」を依頼された。これが、初めてドイツの家族政策に関わることになったきっかけである⁽⁹⁾。

もともと、私自身は、それまでドイツの家族法と社会保障法を研究していただけで、家族政策そのものを研究していたわけではなく、ドイツ留学中に、女性の

(7) 当時、看護婦と教師について認められていた育児休暇制度である。1人目の子どもについては6年間、2人目が生まれると通算で9年間の育児休暇が取得でき、その後には原職復帰ができると聞いて、私は驚嘆したものである。

(8) 既に30年が経とうとしているが、未だにバイロイトのペールマン夫妻とギッター教授をほぼ毎年訪問し続けることができていることに感謝している。

(9) しかし、それを受けて依頼された原稿（「家族に対する福祉政策の課題」『社会福祉研究』49号〔1990年〕、27-32頁）を書きながら、家族政策が家庭福祉の中で論じられる日本の状況に対して抵抗を感じ、ドイツ的な意味での総合的な家族政策はもう少し後で研究対象にしようと思ったものである。

年金との関係で、育児休業に関する論文を書いたことがあった程度であった⁽¹⁰⁾。普通なら断るところかもしれないが、2人のドイツ法の大家から依頼された学会報告を断るわけにもいかず、報告を引き受けた。現在のように連邦家族省のホームページから資料を収集することはできなかったのも、ダメ元でCDUとSPD、そして結党間もない緑の党に対して資料提供を依頼することにした。厚かましい依頼にもかかわらず、全ての党本部から、家族政策に関する資料が航空便で送られてきたことには、正直驚かされた。これらの資料を見ると、当時の政権与党であったCDUの家族政策は伝統的な性別役割分担を前提にしたものであった。また、SPDは仕事と家族の両立支援と言いつつ、職場での男女平等を中心とした労働政策・社会政策であり、家族政策そのものではなかった。さらに、緑の党は、まだ結党して間もないこともあり、母子家庭の母親支援の政策に関する若干の資料がある程度であった。

目の前に迫ったドイツ学会の報告のために、取り敢えずCDUから送られてきた連邦家族省関係の資料を中心に報告を行った⁽¹¹⁾が、折角ドイツから送られてきた資料を活用しないと罰が当たると思い、さらに詳細にドイツの家族政策を紹介する論文を書いたりもした⁽¹²⁾。これらをきっかけに、ドイツの家族政策に関わる家族報告書に興味を持つようになり、家族報告書を読む研究会を大阪で定期的開催するようになった。しかし、ドイツの家族政策について受ける原稿依頼は、専ら母子家庭支援など、家庭福祉や児童福祉の狭い枠組みの中にとどまっていた⁽¹³⁾。このような日本の当時の状況に対して抵抗感を持った私は、ドイツ的な意味での総合的な家族政策は、もう少し後で研究対象にしようと思ったものである。

他方では、1988年の日本社会保障法学会第14回秋季大会シンポジウム「入所をめぐる諸問題」において、「西ドイツ法を参考として」と題する報告をすることになり、ドイツの福祉施設入所者の権利擁護を目的としたホーム法が制定されていることを紹介することとなった⁽¹⁴⁾。この報告のため、ドイツ・ハンブルクで、

(10) 「西ドイツにおける女性の年金」『季刊労働法』140号(1986年)、143-157頁参照。

もっとも、当時の日本社会では、新たに導入された育児休業制度(ノーワーク・ノーペイ)に対して冷ややかであり、「日本女性は子供が好きだから、欧州諸国のような少子化は起きない」と社会保障法学会の席上で言われるくらいであったため、正面から育児休業制度を紹介するのではなく、女性の年金問題として制度紹介を行った経緯がある。

(11) 『ドイツ学会ニュース』5号(1987年)7-12頁参照。

(12) 本沢巳代子「西ドイツにおける最近の家族政策の動向」『大阪府立大学経済研究』33巻2号(1988年)253-274頁参照。

(13) 本沢巳代子「家族に対する福祉政策の課題」『社会福祉研究』49号(1990年)、27-32頁；本沢巳代子「ドイツの家族機能と家族政策」『季刊社会保障研究』27巻2号(1991年)、145-157頁参照。

(14) 本沢巳代子「入所をめぐる諸問題——西ドイツ法を参考として」『社会保障法』4号(1989年)、135-142頁。より詳細に紹介したものに、本沢巳代子「西ドイツ老人ホーム法

行政機関の担当者や入所施設の設置者、施設長や施設職員、施設入所者など多方面な関係者に聞き取り調査を行った。これを機に、現場に関わる多様な関係者に聞き取り調査を行う私の研究スタイルは出来上がったが、この研究スタイルはドイツでも珍しいものであり、私の研究が半分法学・半分社会学と評されるようになった所以でもある。

このホーム法との関わりを通して、1994年に制定された介護保険法をいち早く日本に紹介することができた⁽¹⁵⁾。日本の高齢化の進展状況からして、日本での介護保険制度の導入議論は10年以上先だと思っていた私としては、ドイツで1995年に介護保険制度がスタートするとほぼ同時に、日本でも介護保険導入が現実味を帯び始めたことには危機感を募らせることとなった。日独では社会的資源としての福祉団体やボランティア団体の歴史的背景の違い、施設入所契約や在宅サービス契約における利用者の権利擁護システムや消費者保護行政との連携など、余りにも違いがあり過ぎると感じたからである⁽¹⁶⁾。しかし、日本でも1997年末に介護保険法が制定されることとなり、同法施行まで2年余りのごく限られた時間の中で、措置から契約への制度転換に急ぎ対応し、介護サービス利用者の権利侵害を少しでも防ぐ必要があったため、私としては、介護保険に関わる介護サービス契約の契約書モデルの作成と普及を優先せざるを得なくなった。その結果、私の研究分野に直結する家族介護の社会的評価および家族介護者の支援政策は後回しとなってしまった。

4 日独国際会議と家族政策

(1) 第1回日独国際会議

2001年、社会科学系教授として筑波大学に着任した。同僚としてドイツ関係で何かと声を掛けてくださっていた上田浩二教授がベルリン日独センターの副事務総長に就任された。2005年が「日本におけるドイツ年」であったため、記念シンポジウムを筑波大学で開催したいから、何かアイデアを出すように依頼された。マックス・プランク国際社会法研究所前所長であるベルント・フォン・マイデル教授に相談し、日独共通の課題でもある少子化対策としての家族政策をメインテーマにすることとした。アイデアを出すだけと思っていたところ、企画から報告者の選定まで、全てを任せられることになってしまった。もっとも、この時期に日独の少子高齢化と家族政策をメインテーマにできたことは、実をのこしたものであった。2005年は、日本で合計特殊出生率が過去最低を記録した年でもあり、

の実証的研究『大阪府立大学経済研究』34巻2号(1989年)、83-118頁がある。

(15) 本澤巳代子「ドイツの公的介護保険」『ジュリスト』1056号(1994年)、39-46頁参照。

(16) こうした危機感から、より客観的で正しい情報を提供したいと思い、ごく短期間の間に執筆した(本澤巳代子『ドイツにおける公的介護保険—ドイツの先例に学ぶ』(日本評論社、1996年)。

ドイツでは8月に第7家族報告書が連邦議会に提出された時期だったからである。

第7家族報告書は、従来の典型的な核家族を対象とした家族政策を脱し、ライフサイクルの中で可変的である家族を対象にした点で画期的なものであった。この報告書は、持続的で効果的な家族政策とは、単なる経済格差の是正の問題ではなく、①出産がもとで職場をはじめとする生活領域への参加が不利になったり、就業による社会参加により出産意欲が低下したりすることのないように、異なった人生観を持つ人々の水平的公正を図ることであり、②育児に携わる家族の格差で子どもの発達に差異が生じないように、子どもを支援する際の適切なインフラ整備を通して親の支援を行うことであるとした⁽¹⁷⁾。

2006年3月に開催した日独国際会議⁽¹⁸⁾は、筑波大学で2日間の専門家会議を行った後、当時の猪口邦子少子化担当大臣を来賓に迎えて、よみうりホールで公開シンポジウムを開催した。この第1回目の日独国際会議については読売新聞で大々的に報道されただけでなく、その成果を1冊の書籍にまとめて社会に広く還元することになった⁽¹⁹⁾。

(2) 第2回日独国際会議

2008年11月、家族政策をメインテーマにした第2回日独国際会議を、筑波大学と東京・田町駅前にある「女性と仕事の未来館」において開催した。第1回目の国際会議で紹介されたドイツの家族政策の中から、家族を取り巻く地域社会や企業社会において展開されている家族支援のための諸施策に焦点を絞り、日本の少子化対策と比較検討することとした。具体的には、ドイツにおける家族政策の経済政策としての意義、両親手当と両親期間に関する連邦法、企業の意識改革のための企業プログラム「成功の要因・家族」、市民社会政策としての家族政策の意義、市民による下からの意識改革プロジェクト「家族のための地域同盟」を取り扱った。その成果も、1冊の書籍にまとめている⁽²⁰⁾。

(3) 第3回日独国際会議

2010年9月には、第3回目の日独国際会議を、日独交流150年記念行事として、

(17) 第7家族報告書について、詳しくは、ハンス・ベルトラム教授(当時ベルリン・フンボルト大学)の講演原稿の日本語訳(本澤巳代子/ベルント・フォン・マイデル編『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』[信山社, 2007年], 29-69頁)およびヴォルフガング・マインケ課長(連邦家族省)の講演原稿の日本語訳を参照されたい(同115-127頁)。

(18) この日独国際会議は、筑波大学とベルリン日独センターに加えて、ドイツ日本研究所およびフリードリヒ・エーベルト財団の資金援助を得て、かなり大規模な形で開催したものである。

(19) 本澤/フォン・マイデル編『家族のための総合政策』参照。

(20) 本澤巳代子/ベルント・フォン・マイデル編『家族のための総合政策II—市民社会における家族政策—』(信山社, 2009年)参照。

ベルリン日独センターにて開催した。日本の企業や筑波大学病院で進められているワークライフバランス（WLB）の取組をドイツに紹介することを意図したものであり、第1回と第2回の日独国際会議の成果をドイツに還元しようとするものであった。

（4）第4回日独国際会議

第4回目の日独国際会議も、2012年9月、ベルリン日独センターで開催された。この会議におけるドイツ側の報告は、2011年に公表されたドイツの第8家族報告書および第1男女平等報告書を受けたものであった。第8家族報告書では、父親と母親の間で、また世代間で、時間という資源がより効率的に活用されることで家族の負担が軽減されることが必要である。そのためには、①家族の時間に貢献してくれる高齢者を獲得するために、高齢者が社会的責任を担うという点について、広範な議論がなされるべきであること、②家族の負担軽減を可能にし、家族が日常をよりよく過ごすことに貢献しうる家事関連サービスについて、保育所や多世代の家などの既存のインフラが提供の仲介の場となりうること、③自治体と市民社会は、これまで以上に、ケアリング・コミュニティという考えに立脚する必要があり、自発的な社会参加を支援し調整するための地域同盟のような基盤は、このようなコミュニティを生み出すための素地となりうること、④連邦ボランティア制度⁽²¹⁾は、高齢者の自発的な社会参加を支援する手段となりうるものであり、高齢者が自分に適したボランティア活動を簡単に探せるような紹介・仲介機能を整備する必要があることが指摘されている。この第4回日独国際会議の成果も、1冊の書籍として刊行している⁽²²⁾。

（5）第5回日独国際会議

2015年10月、筑波大学のつくばキャンパスと東京キャンパスにおいて、第5回日独国際会議を開催した。第8家族報告書における時間政策とWLBおよび子どもの貧困と早期介入による経済効果に関する報告が行われた。この日独国際会議の成果は、関連する科学研究費補助金の成果報告と合わせて、1冊の書籍として2017年に公表する予定で準備を進めているところである。さらに、これまでの男女平等政策や家族政策の日独比較研究の成果を広く還元するため、ドイツで英語書籍として刊行する準備も進めているところである。

5 ドイツの家族政策と高齢者介護

このように、一方では女性の就労と育児・介護などの家族的責任の両立や社会

(21) 連邦ボランティア制度は、徴兵制の廃止に伴って、良心的兵役拒否による代替奉仕活動（Zivildienst）も廃止されたことで新たに導入された制度であり、連邦家族省の管轄とされている。

(22) 本澤巳代子／ウタ・マイヤー＝グレーヴェ編『家族のための総合政策Ⅲ—家族と職業の両立—』（信山社、2013年）参照。

の支援, 他方では介護保険と家族介護者支援の問題に関心を寄せて, ドイツの家族政策に関する研究を展開してきた。特に, 日本の高齢化の急速な進展が現実視されている中では, 後世代のためにも, 職場における家族介護者の支援, 地域社会における要介護者と家族介護者の支援が重要になるとと思われる。その点について, 以下, ドイツの現状を簡単に概観してみたい⁽²³⁾。

(1) 職場における家族介護者の支援

ドイツでは, 少子化の進行に対応するため, 育児と仕事の両立を目指した育児休暇・育児手当法が1985年12月に制定されたが, 父親の育児参加を促進するため, 2001年1月には育児手当・両親期間法, 2006年12月には連邦両親手当・両親期間法が制定された(2009年1月改正)。これに対し, 介護保険が家族等による無償の介護を前提に制度設計されたにもかかわらず, 介護と仕事の両立のために支援は十分にはなされてこなかった。ようやく介護期間法が2008年5月, 家族介護期間法が2011年12月に制定されたが, 在宅介護によってできる限り長く住み慣れた地域に住み続けたいとの要介護者とその家族の希望に沿うものとは言えなかった。介護期間および家族介護期間に関する法改正のために, 「家族・介護と仕事のより良い調和に関する法律」が2014年12月に制定され, 2015年1月1日から施行されている。以下, 同法の内容を簡単に概観する。

① 介護期間 (短期休業)

短期の介護期間は, 一般の正規雇用の被用者(フルタイム・パートタイムの両者を含む)のみならず, 職業訓練生や家内労働者も取得することができる。要介護状態にある近親者(父母・祖父母・配偶者の父母, 配偶者等, 兄弟姉妹, 実子・養子・里子・配偶者の連れ子など)が要介護状態となった場合, 介護体制を構築するため就労に支障が生じるとき, 10労働日までの介護期間を取得することができる。この介護期間中における労働収入を補充するために, 公的介護保険の保険者である介護金庫の経費負担によって, 介護支援手当および失業保険の保険料の支払いを受けたり, また疾病保険・介護保険の保険料の支払いを受けたりする制度が導入された。介護支援手当の金額は, 要介護者の介護度にかかわらず, 被用者が介護期間の取得によって喪失した手取り給与額の90%とされている。

② 家族介護期間 (労働時間の短縮)

緊急対応のための介護期間とは別に, 自分で近親者を介護するための家族介護期間として6か月の休業ないし労働時間の短縮が認められている。さらに, 近親者の看取りのために, 最長3か月の就労免除の制度(看取り休業)も新たに設けられた。これらの期間については, 無報酬または制限的な報酬支払いに留まるも

(23) 家族介護者支援に関わる諸施策について, 詳しくは, 『シルバー新報』の連載記事「介護と家族—ドイツの選択①～⑤」を参照されたい(2016年8月19日, 26日, 9月2日, 16日, 10月7日)。

のとされている。それゆえ、この間の収入を補うために、失った労働報酬の半額まで無利子の貸付けを受けることができる制度も新設された。

被用者は、要介護状態にある近親者を家庭環境で介護している場合、上記の6か月で足りないときは、週15時間以上就労することを条件に、最長24か月の就労の一部免除（労働時間の短縮）を請求することができる。ただし、家族介護期間を請求するためには、開始希望日の8週間前に文書で通知する必要がある。この家族介護期間についても、法律上解雇禁止が明記されている。被用者は、家族介護期間における労働時間の短縮によって消失した労働報酬の半額について、連邦の経費負担によって、無利子の貸付けを受けることができる。ただし、貸付開始後48か月以内の返済が義務付けられている。

(2) その他「介護と仕事の調和」のための取組み

連邦家族省は、①全国的な経済団体や労働組合などと取り組んできた「成功の要因・家族」の活動の中で、従来からの父親の育児期間取得促進活動に加えて、男女を問わず介護と仕事の調和を支援するための柔軟で信頼のできるルール創りを行っている。また、②介護と仕事の調和のための成果を検証するために、独立した評価委員会を2015年9月に設置した。最初の評価結果は、2019年6月1日に報告されることになっている。さらに、③連邦家族省に設置された介護テレフォンの相談・助言機能は、新制度による介護家族の負担軽減に関する情報提供に役立つだけでなく、多くの家族介護者の抱えている心身の負担感の軽減にも役立つとの調査結果も出ている。

(3) 家族のための地域同盟と高齢者介護

家族のための地域同盟は、2004年の初めに、ドイツ連邦政府による新しい家族政策として、家族省大臣とドイツ産業・商工会会頭との合意から発展したものである。市議会、地域行政、企業、労働組合、商工会、教会、関係施設、各種の協会・協同組合、家族やボランティアなどが、地域ぐるみの横断的パートナーシップを形成することにより、各地域社会において、家族にやさしい環境づくりを推進しようとする活動である⁽²⁴⁾。現在、全国に約650か所の活動拠点があり、経済的・政治的・社会的な支援団体は3万5000にのぼっている。規則的な形で活動に関わっている人数は1万7000人以上、パートナー企業は7400以上に達しており、約5000の個別プロジェクトが展開されている。

地域同盟の活動を通して、①介護と職業の両立に関する議論を促すこと、労働者のために介護負担に関する情報を提供するとともに、介護と職業の両立の重要性を事業者・企業に伝えることができる。たとえば、介護と職業の両立を援助す

(24) 家族のための地域同盟について、詳しくは、本澤／フォン・マイデル編『家族のための総合政策』、187頁以下；本澤／フォン・マイデル編『家族のための総合政策II』、73頁以下参照。

る実験的かつ革新的な試みを紹介したり、対話フォーラムを通じて、専門家が介護と職業の両立のために必要な多様な行動や試みを紹介したりするのである。②介護と職業の両立に関わる地域活動をコーディネートし展開させることができる。たとえば、介護者と事業者・企業のニーズを調査して、既存の地域活動や新たな提案等と比較してみたり、更なる展開のために役立ちそうな専門家を紹介したり、多様な地域支援活動と結びつけたりするのである。さらに、③地域における事業者・企業や市区町村、さらにサービス提供者等をネットワーク化することによって、情報共有や協力関係の形成を図ることもできる。

(4) 多世代の家と認知症高齢者

2006年11月にスタートした連邦家族省のアクションプログラム「多世代の家」の目標は、多様な能力を持つ多様な人々による世代を超えたネットワークをベースとするサービス市場に、地域の学校・各種団体・図書館・消防署・その他の市町村施設が参加し、さらに大企業や地場産業である中小企業と協力することである。すなわち、多世代の家は、ボランティアな活動や私的イニシアティブによる活動が、地域社会や地域経済とうまく結びつきを持つための「場」として構築されるものである。そのために、地域住民に開放されたカフェを必ず設けなければならないことになっている。

多世代の家は、①前期高齢者の世代および在職中から定年退職を迎えるまでの間の過渡期の世代について、多様な活動の可能性を提供するとともに、ボランティアな学習支援活動などのスペースを提供する。②多様な助言や支援給付によって、多くの中高齢者が自分の住み慣れた地域でより長く住み続けることを可能にする。また、そこでは介護相談所や介護支援拠点も密接に協力することになる。たとえば、送迎サービスや買い物支援などの家事関連サービス給付の場合、前期高齢者の間は提供者側、後期高齢者になったら利用者側になるなども考えられる。さらに、多世代の家は、③認知症患者とその家族介護者の支援も目標としている。2009年以来、連邦家族省は、「認知症患者とその家族のための場所としての多世代の家」プロジェクトを、連邦高齢者計画の諸施策に基づき推進してきた。このプロジェクトの目標は、多世代の家が持つ地域のネットワークを活用し、認知症患者と認知症でない人との出会いを促進することによって、認知症患者や家族介護者に対する支援提供の入り口を入りやすくするとともに、認知症に対する正しい理解のもと市民参加を促進することである。

6 おわりに

日独いずれの介護保険においても、保険給付は必要な介護サービスの全部をカバーできない設計になっている。すなわち、カバーされていない部分は、家族介護や地域住民の支え合いによることが期待されているのである。しかし、家族介

護者に対する社会的支援は、ドイツでも十分とは言えず、まして家族の相互援助を当然視する日本社会の伝統の中では、家族介護者の孤立や過重負担による高齢者虐待や介護殺人・介護心中が後を絶たない状態にある。

子どもや高齢者に対する虐待を防止する意味からも、育児や介護を社会的労働として社会制度の中で正当に評価すること、そして企業を含む市民社会全体で育児・介護を支える体制を整えること、そのための諸施策を省庁の壁を越えて横断的につなぐ家族政策が重要となる。そのことを日本社会に発信するため、家族政策 (Familienpolitik) を敢えて「家族のための総合政策」と意識して、日独国際会議を10年間にわたって開催するとともに、その成果を書籍にして社会に還元してきた。今後は、社会的活動を通して諸施策のネットワーク化を図り、真の意味での家族政策を日本でも構築できるように尽力していきたいと思っている。